



若くて優秀なベトナム人労働者を雇用しませんか



ベトナム人労働者の採用のご提案

グループ全体として1000名を超えるご紹介実績!!
ご心配な就労後のアフターフォローもお任せください



人材不足でお困りの企業様へ



正社員雇用



派遣社員



特定技能

若くて優秀なベトナム人労働者を雇用しませんか！

グループ全体として1000名を超えるご紹介実績！

ご心配な就労後のアフターフォローもお任せください。

- 弊社は**労働力不足に悩む日本**と**就労意欲の高いベトナム人**とのリンクとなるべく設立されました企業グループです。
- 日本国内にグループ会社として別に1社、ベトナムのハノイの1カ所で日本語学校を経営しており「**直接雇用**」「**派遣**」の形で人材を提供しています！
- グループ全体としてのベトナム人労働者**ご紹介実績は1000名**を超えます。
- 既に日本国内在留の留学生や就労中のベトナム人に強固なネットワークがあり、お客様のニーズに合った人材をお探しします。
- 人選から入国管理局の申請書類作成や提出、来日後の住居探し、
その後の就労までワンス トップでご案内できます。
- **特定技能ビザにも対応**できるよう弊社は現在、登録支援機関の
登録申請手続き中です。



ベトナムという国と弊社がご紹介する人材について

①

ベトナムってどんな国？

ベトナムは南シナ海に面した南北に長い国です。
識字率も高く東南アジアで今後最も成長が期待されている大変若い親日国です。
フランス、アメリカ、中国と戦争して全て勝ったという大変たくましい民族です。

②

③

ご紹介する人材について

弊社がご紹介する人材は実習生ではありません。
現地の大学卒(一部、短大と専門学校を含む)の高度な知識と経験を備えた技術者や通訳です。
お客様のニーズに合わせ弊社ネットワークの人材から適切な人材を選別しご提案いたします。

④

⑤

こんな企業様にお勧めです！

⑥

- ・ 求人広告を出しても応募がない
- ・ 人手不足が常態化しており、日本人エンジニアが足りない
- ・ 製造業などで将来的に海外進出をお考えの企業様

外国人の「直接雇用」や「派遣」とは？

外国人を雇入れるにはビザが必要です!!

「直接雇用 or 派遣」の場合、就労後は基本的に日本人労働者と同じです。在留資格(就労ビザ)を入国管理局に申請し、**ビザの期限を更新すれば雇用期間の定めなく就労する事ができます。**

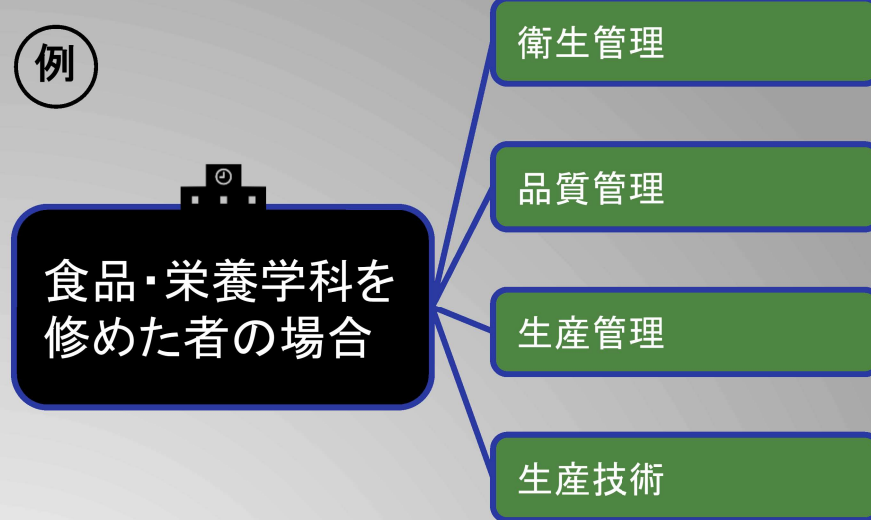
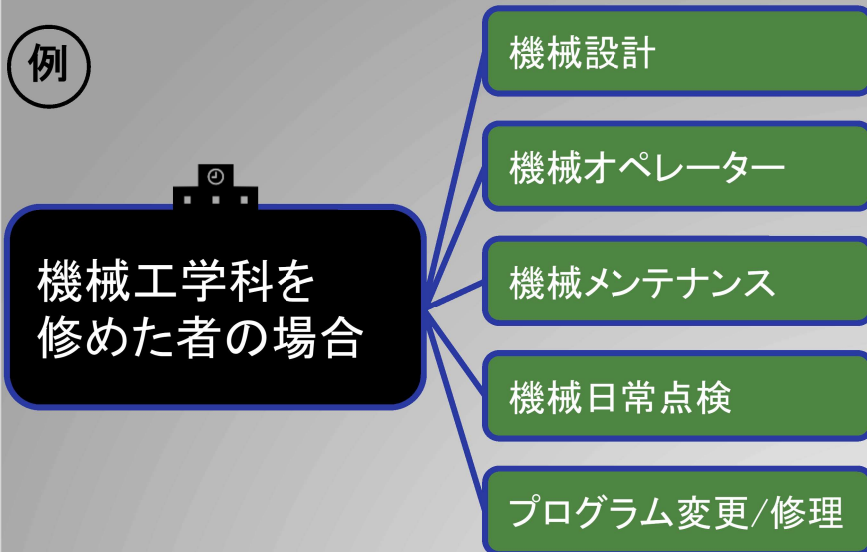


① 就労ビザの申請とは？

- ① 弊社がご紹介する人材の多くは「技術・人文知識・国際業務」という在留資格を取得し就労します。申請につきましては資料のご提供にご協力頂くだけで弊社で全て申請業務を行いますのでご安心下さい。

在留資格、就労ビザとは？

雇入れる外国人が、大学で修めた学問を業務に反映させる職種であればビザを取得する事ができます



就労ビザの申請が不許可・不交付になってしまったら？

その理由・原因を修正し、入管法による就労ビザ取得基準に達した申請を再度行えば、「交付・許可」がおりる可能性もあります。

就労ビザがおりない理由は？

- 申請書類の不足や不備
- 雇用する外国人の経歴や資格を鑑みて、在留資格を取得する条件・要件がマッチしない
- 雇用主企業の状況など

外国人実習生と直接雇用や派遣の違い

直接雇用なんて不安だらけと思われるかもしれませんが技能実習生と違ってメリットだらけです！

	研修生・実習生	直接雇用	派遣社員
労働時間	週40時間	週40時間	
雇用期間	最長5年（初年度1年）	制限なし（但し、ビザ更新は必要）	
初回商談から就労までの期間	最低でも8ヶ月以上	平均3ヶ月程度（2.5から4ヶ月）	
人数制限	従業員人数の5%（またが10%）	制限なし	
初期費用・管理コスト	毎月管理団体へ支払う（例3万円/1名） * 3～5年では大変な金額です	紹介手数料のみ	派遣単価のみ
渡航費	会社負担（ベトナム航空5万円～）	会社負担はありません	
人材	基本的に高校卒業まで	短大・専門・大学卒業者の為 スキルが高い	
退職（途中解約）について	基本的に3年間は途中解約できません	転職が可能（労働基準法に準拠）	
トラブルのリスク	非常に高い （実習期間が定められているため、途中解約ができません）	低い （就労ビザであり転職可能です。また、失踪することはありません）	
受け入れのための煩雑さ	・管理団体とのやり取りが非常に煩雑 ・技能実習指導員、生活指導員の配置 ・宿舎の確保（1人3畳が目安） ・安全管理 など多くのチェック項目があります	ビザの更新時以外は 日本人雇用と基本的に同じ	

↑ これでもまだ技能実習生を選ばれますか？ ↑

採用内定から入社までの大まかなフロー

※ 国外にいる外国人の採用の場合(技術・人文知識・国際業務ビザ)

就労ビザ申請準備から、申請結果が出るまで通常2～4か月程度(雇用主企業の規模などによっても変動)

1. 受 注	2. 面 接 ・ 採 用	3. 在留資格申請	4. 結 果 通 知	5. 出 国 手 続 き	6. 来 日 準 備	7. 入 国
- 就労ビザ取得可能性の確認 - 募集要項と希望人材のヒアリング (ベトナムから呼び寄せる方法と、日本在住の転職希望者・留学生等、在留資格を既に保持している者の中からお客様のニーズに合った人材を厳選いたします。)	テレビ電話面接を行います。現地面接をご希望の企業様はベトナムの日本語学校へ直接行く事も可能です。 (現地面接の場合、渡航・宿泊費は会社様の負担となります)	在留資格新規申請の書類手続きを行います。申請手続きは申請業務に精通した弊社提携の行政書士が行います。安心してお任せくださいませ。 就労先の資料として別途ご協力をお願いしております。(別紙参照)	在留資格が認められた場合、入国管理局より認定証明書が交付されます。証明書を現地へ郵送し、来日に向け出国手続きを行います。	在外日本公館にて在留資格認定証明書を提示してビザ申請・ビザ発給を行います。 又、日本での住居手配等も進めます。住居探しなど各種手配は弊社からもサポートさせていただきますのでお気軽にご相談ください。	労働者来日の為航空チケットの手配・日本での住居手配等、弊社でサポートしながら進めて参ります。 	来日後、各種手続きを行います。 - 役所へ住民票を登録(マイナンバー入手) - 金融機関の口座開設(通常郵貯銀行) 又、来日当日は弊社ベトナム人スタッフも同行しますので、通訳業務も行います。

※ 日本在住の留学生ビザ保持者を採用の場合(技術・人文知識・国際業務ビザ)

就労ビザ申請準備から、申請結果が出るまで通常1～2か月程度(雇用主企業の規模などによっても変動)

1. 受 注	2. 面 接 ・ 採 用	3.在留資格申請	4. 結 果 通 知	5.就労前準備
- 就労ビザ取得可能性の確認 - 募集要項と希望人材のヒアリング	直接面接会場で行います。可能な場合は就労する工場等の見学等も行います。	在留資格変更申請の書類手続きを行います。申請手続きは申請業務に精通した弊社提携の行政書士が行います。安心してお任せくださいませ。 就労先の資料として別途ご協力をお願いしております。(別紙参照)	入管から申請結果を告知する日時が記載された通知が届くので、指定日時に結果を受け取りに行きます。申請した在留資格が記載された在留カードが窓口にて即日発行されます。	通学中の学校で退学手続きを行います。必要な場合は引っ越し準備等を行います。

※ 日本在住の就労ビザ保持者を採用の場合(技術・人文知識・国際業務ビザ)

現在就労している企業様への退職手続きから、引越しが出来るまで通常1～2か月程度

1. 受 注	2. 面 接 ・ 採 用	3.在留資格の確認	4.就労前準備
- 就労ビザ更新可否の確認 - 募集要項と希望人材のヒアリング	直接面接会場で行います。可能な場合は就労する工場等の見学等も行います。	入社前に「就労資格証明書」が必要な場合は、就労資格証明書を取得した後に入社します。	必要な場合は引っ越し準備等を行います。

入職までの大まかな最短スケジュール

就労ビザ新規申請

就労ビザ変更申請

就労ビザ保持者



※入国管理局の審査は窓口の申請の混み具合、申請書を提出した入管の場所により変わってきます



その他ご不明な点等ございましたらお気軽にご相談下さいませ。

株式会社AIO産業 〒557-0034 大阪府大阪市西成区松1丁目2番10号 TEL : 06-4703-3505 FAX : 06-4703-3566 MAIL : info@aiojp.com